

蔵王協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を蔵王協議会と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卒後臨床研修体制の整備等に関すること。
- (2) 関連医療施設との連携に関すること。
- (3) 地域医療構想への対応に関すること。
- (4) 地域の医師の適切な配置に関すること。
- (5) 医療事故調査制度への対応に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 山形大学医学部教授会構成員及び山形大学医学部教室員会会員
 - (2) 山形大学関連病院会会長
 - (3) 山形大学関連病院会に加盟する各病院の代表者
 - (4) 山形県、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会及び山形県助産師会の代表者
- 2 代表者が会員となっている団体において、代表者に交替があったときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

第4章 組織及び役員等

(組織)

第5条 本会の議決機関として総会を置く。

2 本会の運営及び事業を円滑に行うため、本会に運営委員会を置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 執行委員 13人

2 役員は、第11条に規定する監事を兼務することはできない。

(会長)

第7条 会長は、山形大学医学部長とする。

2 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、山形大学医学部附属病院長、山形大学関連病院会会長及び山形県医師会長とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 3 第2項により、会長の職務を代理する副会長の順位については、予め会長が指名し、総会の承認を得ておくものとする。

(執行委員)

第9条 執行委員は、次の者とする。ただし、第4号及び第5号の者については、第5条第2項に規定する運営委員会において選出し、総会において承認を得なければならない。

- (1) 山形大学医学部教室員会の代表者
- (2) 山形県の代表者
- (3) 山形県歯科医師会の代表者
- (4) 山形大学医学部教授会構成員から5人（基礎医学系から1人、臨床医学系から4人）
- (5) 山形大学関連病院会加盟病院から5人（公立病院から3人、民間病院から2人）

2 執行委員は、運営委員会に出席し、運営委員会が所掌する事項について職務を行う。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監事)

第11条 本会に、監事を2人置く。

2 監事は、第4条第1項に規定する会員のうち、山形大学医学部教授会構成員から1人、山形大学関連病院会加盟病院から1人を、運営委員会が推薦し、総会において決定する。

3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

4 監事の任期等については、第10条を準用する。

第5章 総会

(開催)

第12条 総会の議長は、会長をもって充てる。

2 総会は、会員で構成する。

3 第4条第1項第3号及び第4号に規定する会員について、やむを得ない理由により、総会に出席できない場合は、会員の属する団体等の職員に代理させることができる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、議長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。

5 総会は、原則として年1回3月に定期開催するものとし、会長が招集する。その他、会長が必要と認めた場合は、臨時の総会を招集することができる。また、会長を除く運営委員会の委員の5分の2以上から請求があった場合は、会長は速やかに臨時の総会を開催しなければならない。

6 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 自然災害等のやむを得ない事情で総会の開催ができないと会長が判断したときは、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の承認並びに第11条第2項に規定する監事の決定
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 予算
- (5) 決算
- (6) 蔵王協議会会則、蔵王協議会部会規程及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会規程の変更
- (7) 第16条第1項第6号により議決された事項の承認
- (8) その他、本会の運営に関する重要な事項

第6章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 執行委員
- (4) 第17条第1項に規定する各部会の部会長

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

(開催)

第15条 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。

2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

3 運営委員会は、委員の2分の1以上から開催の要請があった場合には、臨時に開催するものとする。

4 運営委員会は、第14条第1項に規定する構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委員長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。

5 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

6 急を要すると委員長が判断した議決事項について、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第16条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の選出
- (2) 第11条第2項に規定する監事の推薦
- (3) 第13条に規定する総会議決事項の協議
- (4) 部会及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会への事業の委任・調整
- (5) 本会への要望事項の協議等
- (6) 総会の議決が必要な事項について、緊急を要するため、総会の招集を待つことができない事項。ただし、直近に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 部会

(部会)

第17条 本会の目的達成のため次の部会を置く。

- (1) 関連医療施設部会
- (2) 研修部会
- (3) 評価・企画・広報部会

2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。

3 各部会の部会長及び副部会長は、各部会の委員から会長が副会長と合議の上、指名するものとする。

4 各部会の部会長、副部会長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 委員の構成については、蔵王協議会部会規程に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務局を山形大学飯田キャンパス事務部総務課内に置く。

2 事務局は、事業の円滑な実施に必要な事務及び会計に関する事務を行う。

第9章 会計

(会計)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の運営に必要な経費は、蔵王協議会会費規程に規定する会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、令和2年10月6日から施行する。

2 令和2年度に限り、第9条第1項に規定する執行委員の選出を会長、副会長に一任する。

附 則

この改正会則は、令和4年4月8日から施行する。